

相殺関税措置の活用に向けた取組について

令和4年7月7日
産業構造審議会
通商・貿易分科会
特殊貿易措置小委員会

相殺関税措置の活用に向けた課題と対応の方向性（令和3年8月30日）

- 産業構造審議会 特殊貿易措置小委員会において、日本におけるCVD措置の活用に向けた課題と対応の方向性について議論し、令和3年8月30日に提言をとりまとめ。
- 提言においては、以下の課題と対応の方向性が示されたところ。

補助金相殺関税措置の活用に向けた課題と対応の方向性（提言の概要）

課題	1. 他国の補助金情報の入手が困難	2. 相手国からの報復の懸念	3. CVD措置に対する企業の認知度不足
対応の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○調査対象とすべき補助金の絞り込み <ul style="list-style-type: none"> ・米国やEUにおける過去の発動事例のリストアップ ・CVD申請に必要な情報に係る申請書アウトライン ○官民での情報共有の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・産業界への積極的な情報提供 ・個別案件の初期の段階から、事前相談を通じてきめ細かく対応 ・CVD申請の相談窓口の整備・体制強化 	<ul style="list-style-type: none"> ○企業自らリスク分析を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・報復対象となりうる補助金、輸出品はあるか、企業自らサプライチェーンを分析することが重要 ○他国との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・輸出国政府や産業界との様々な対話チャネルの維持 ・国際的に協力して報復に対抗するための、他国との連携の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ○企業へのアウトリーチ活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・セミナーやニュースレター、HPによる情報発信を強化 ・産業界との積極的なコミュニケーションを実施 ○国民全体に向けた政策的意義（※）の発信 <ul style="list-style-type: none"> （※）国内生産拠点の維持を通じた国民生活の安全の確保、通商ルールの執行を通じた国際的な法の支配への貢献 等

相殺関税措置の活用に向けた取組について①

課題

1. 他国の補助金情報の入手が困難

対応の方向性

- **調査対象とすべき補助金の絞り込み**
 - ・米国やEUにおける過去の発動事例のリストアップ
 - ・CVD申請に必要な情報に係る申請書アウトラインの作成
- **官民での情報共有の推進**
 - ・産業界への積極的な情報提供
 - ・個別案件の初期の段階から、事前相談を通じてきめ細かく対応
 - ・CVD申請の相談窓口の整備・体制強化

現状と今後の方向性

【現状】

- ・他国のCVD調査において認定された、補助金プログラムをリスト化。
- ・CVD措置の申請のためのアウトラインを作成。

【今後の方向性】

- ・今夏も貿易救済措置制度の普及啓発を目的とした国内企業向けセミナーを開催予定。当該セミナーにおいて、上記補助金プログラムリストや申請書アウトラインについて発信する。
- ・他国の調査で認定された補助金プログラムの分析を進める。

相殺関税措置の活用に向けた取組について②

課題

2. 相手国からの報復の懸念

対応の方向性

- **企業自らリスク分析を実施**
 - ・報復対象となりうる補助金、輸出品はあるか、企業自らサプライチェーンを分析することが重要。
- **他国との連携**
 - ・輸出国政府や産業界との様々な対話チャネルの維持
 - ・国際的に協力して報復に対抗するための、他国との連携の強化

課題

3. CVD措置に対する企業の認知度不足

対応の方向性

- **企業へのアウトリーチ活動の推進**
 - ・セミナーやニュースレター、HPによる情報発信を強化
 - ・産業界との積極的なコミュニケーションを実施
- **国民全体に向けた政策的意義の発信**

現状と今後の方向性

【現状】

- ・貿易救済措置の発動に当たっては事前に担当原課等とは緊密に連携。
- ・不公正貿易報告書や「貿易と関税」等様々な媒体を通じて、CVD活用に向けたメッセージを発信するなど、広報を強化。

【今後の方向性】

- ・今夏も貿易救済措置制度の普及啓発を目的とした国内企業向けセミナーを開催予定（再掲）。当該セミナーにおいて、企業のリスク分析の必要性等についても、改めて発信する。
- ・ニュースレターの配信頻度を増加するとともに、ビジネス層をターゲットとした広報の強化を行う。
- ・他国の発動事例の紹介の拡充などHPの整備を行う。
- ・輸出国だけでなく他国ともさらに連携し、情報共有しながら対応していく。

今後の進め方

- 昨年8月の提言（新たな貿易問題に対応するための補助金相殺関税措置の活用に向けた課題と対応の方向性）においては、**グローバルなサプライチェーンを前提とした経済社会の実態に対し、従来の貿易救済措置のルール執行のあり方では対応できないような問題への対応策の検討が必要とされていたところ。**
- このため、**有識者による研究会を開催し、課題の整理と今後の取組の方向性について議論を行う**ことで、CVD措置の活用に向けた具体的な検討を実施する。

参加者（案）：

- ①通商法の国内学識経験者、実務家
- ②産業界
- ③諸外国（米国、EU等）における実務家

議論のテーマ（案）：（1）補助金の特定及び分析の手法について
（2）上流補助金へのCVD適用可能性について

スケジュール（案）

8月頃～

研究会を開催

参考：新たな貿易問題に対応するための相殺関税措置の活用に向けた課題と対応の方向性<抜粋>

グローバルな課題に対応した国際的な産業構造の変化により、従来の貿易救済措置のルール執行のあり方では対応できないような問題が出てくる中で、補助金に関する情報共有、ひいては貿易救済措置の同時発動など、各国との連携がより一層、重要となっており、また、新たな課題に対してどのように貿易救済措置を活用できる形にしていくかが、今後の課題であり、さらなる検討が必要である。

(参考) 令和3年度貿易救済セミナー(国内)

- 2021年9月2日に「令和3年度貿易救済セミナー」をオンラインで開催。
- 300名近くの参加者を得て、AD/CVD措置の概要と効果をわかりやすく解説したほか、通商法の専門家や産業界の通商担当者を招いて、通商をめぐる世界の動きにも触れつつ「なぜいま貿易救済措置を活用していくべきなのか」について議論。

貿易救済措置活用に関するディスカッション

アジェンダ

- 冒頭挨拶・登壇者紹介
- 欧米等のAD・CVD制度活用トレンド
- AD・CVD制度活用トレンドを踏まえた日本の向かうべき方向性
- 産業界での安値輸入動向のモニタリング方法
- AD・CVD制度活用における企業内の課題と対応
- モデレーターからの質疑応答
- 総括

旭リサーチセンター 田中 主席研究員

上智大学 川瀬 教授

特殊関税等調査室 三輪田 室長

日本製鉄 黒田 部長

また、ウイグルの人権問題に関して中国・EUの関係が悪化しておりますので、

セミナー動画は経済産業省のYouTubeチャンネルにて公開中：

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/trade-remedy/seminar/index.html

(参考) 令和3年度国際貿易救済セミナー

- 2021年9月28日に「令和3年度国際貿易救済セミナー」をオンラインで開催。米国・EU・豪州・ブラジル及びWTO事務局の貿易救済措置担当部局の幹部を招いて、最新の貿易救済措置の調査・発動状況について意見交換を実施。

International Webinar on Trade Remedy Investigations 2021
Global trends on trade remedy

CONTENTS

- Opening remarks
- Session1: Global trends on trade remedy
- Session2: Q&A
- Summary
- Closing remarks



Challenges and actions to improve access to CVD

- The Subcommittee on Trade Remedy Measures of the Industrial Structure Council has discussed and analyzed the challenges, and submitted its recommendations on August 30.
- Based on the recommendations, **METI will collect information on subsidies** including through **dialogues with other investigating authorities**, proactively **provide information to domestic companies**, and **prepare a consultation contact point for applications**.

Challenges and actions to improve access to CVD
(Summary of the Council's Recommendations)

Challenges	Actions
1. Difficulty in obtaining information on foreign subsidies	Share information with other investigating authorities and domestic companies. <ul style="list-style-type: none">- Organize a webinar with investigating authorities in major countries to share information on investigation methods and subsidies (This Fall).- Provide proactive information, advance consultation and detailed support for CVD applications to the industry from the initial stages of each application.
2. Concerns about retaliation from exporting countries	Conduct Company's own risk analysis. <ul style="list-style-type: none">- Analyze the supply chain to identify subsidies and exports that are at risk of retaliation. Strengthen partnerships with other countries <ul style="list-style-type: none">- Maintain various channels of dialogue with the governments and industries of exporting countries.- Prevent retaliation by strengthening plurilateral cooperation.
3. Lack of Awareness of CVD	Promote outreach activities to companies. <ul style="list-style-type: none">- Strengthen publication about CVD through seminars, newsletters, and websites Publicize the policy significance of CVD. <ul style="list-style-type: none">E.g. Secure citizens' essential needs by maintaining domestic production bases.Contribute to the international rule of law by enforcing trade rules.

セミナー動画は経済産業省のYouTubeチャンネルにて公開中：
<https://www.youtube.com/watch?v=yDRpwc9bd-s>

(参考) CVD申請書アウトライン (概要)

- CVDは、これまでの発動事例が1件であり、申請にあたり、**どのような情報が必要なのかというイメージを持ってもらうことが難しい。**
- このため、申請を検討する際に必要な情報のイメージを持ってもらうため、**CVD申請書アウトラインを作成。**
- 個別の相談があった際にCVD申請書アウトラインを活用し、具体的な検討につなげるとともに、今年度の**国内セミナーにおいても紹介予定。**

<CVD申請書アウトラインの内容>

低利融資のケースを例として、CVD申請書形式で、申請に必要な主な要素である

- ・当該融資が政府によるものといえること（中央政府による直接・間接の株式保有等）
- ・利益が生じていること（当該融資の利率と市場の利率との差）
- ・特定性を有すること（対象製品の輸出を当該融資の条件の一つとしている）

についての記載例を提示。

参考：新たな貿易問題に対応するための相殺関税措置の活用に向けた課題と対応の方向性<抜粋>

申請段階で、膨大な補助金から調査対象とすべき補助金に当たりをつけるための手法の構築が必要である。例えば米国やEUの過去の発動事例における補助金をリストアップすることや、WTOへの補助金通報や報道ベースで情報を得ることも有効と考えられる。これらに加え、産業界内での積極的な情報共有、OECD等のレポートからどの産業にどのような補助金が流れているかを情報収集することも有効である。こうした情報を経済産業省から産業界に積極的に提供していくとともに、CVD申請に必要な情報についてのガイダンスを示すなど、個別案件の事前の相談についても相談の初期の段階からきめ細かく対応し、具体的な品目、補助金の絞り込みに向けて業界・企業と一体となって対応していくことが重要である。